





第 3 編

基本計画

第1章 自然と共生し誰もが安らげる環境をつくる

第1節 むらごと自然公園プロジェクト

1. むらごと自然公園計画

《現状と課題》

本村が有する里山や平地林などの緑は、環境保全、憩いと安らぎの場の提供、優れた自然景観の形成など、様々な機能や役割を有しています。

そして、これらの貴重な資源を守り活かすため、白馬村全体を自然公園として捉え、豊かな自然を大切に保護しつつ、自然に親しむための環境整備を更に進めていかなければなりません。併せて、住民一人ひとりの環境保護意識の向上を促し、訪れる人へのもてなしの心を持って、美しい村づくりに取り組んでいくことが必要不可欠です。

また、住民やNPO等の公益活動団体とも連携し、定期的な維持管理を行いながら有効活用を図ることも重要です。

《施策》

- ① 白馬村を取り巻く雄大な山岳自然環境を人類共有の財産として認識し、それらの保全に努め、後世に受け継ぎます。
- ② 優れた山岳観光資源を人々に普遍的に享受してもらえるための創意工夫と努力を継続します。
- ③ 産業経済のみならず、文化教育の分野でも住民生活に深い関わりを持つ自然環境と郷土の発展のために住民の英知を結集します。
- ④ 天恵の尊い自然環境の中に暮らす住民の心の拠りどころとして「むらごと自然公園」の宣言を行い、環境と調和した個性豊かな村づくりを推進します。
- ⑤ 郷土の自然や文化への理解を深める地域学習を進め、地域の大切なものを引き継ぎ活かすための人材を養成します。

2. 自然環境保護

《現状と課題》

北アルプス後立山連峰の麓に位置する本村は、3,000 m級の高山が眼前に迫り、急峻な地形が見せる山岳美と里山の原風景が相まって、他には類を見ない優れた自然景観を織り成しています。

また、裏日本型気候と表日本型気候の接点であるこの地域は、白馬連山高山植物帯や八方尾根高山植物帯を生み出し、貴重な高山植物を数多く育んできたほか、平地でも親海湿原や姫川源流をはじめとする貴重な動植物の生息域が各所に散在し、まさに自然の宝庫として今日に至っています。

この素晴らしい環境の中で生育・生息してきた動植物の中には、学術上の希少種も数多く見られることから、本村では「白馬村版レッドデータブック」をとりまとめ、これらの保護・育成に努めていますが、一方で地球温暖化による生態系の変化やマニアによる乱獲の影響も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、本村では、平成 11（1999）年 12 月に「白馬村環境基本条例」を制定しました。今後も、21 世紀のキーワードの一つとなる『環境』について、本村の財産である景観の保全・形成とともに、地球環境保全・地球温暖化防止なども含め、実効性ある施策を進めなければなりません。

《施 策》

- ① 白馬村環境基本条例に基づき、本村にふさわしい「環境基本計画」策定に向けての調査研究を行います。
- ② 地球規模での環境問題を身近な問題として捉え、地球環境にやさしいライフスタイルを推奨し、環境に負荷の少ない循環型社会づくりを進めます。
- ③ 村の財産である高山植物や希少野生動植物及び湿原などの研究・保護に努めます。
- ④ 希少種などの乱獲と絶滅を防ぐため、更なる監視と指導を行います。
- ⑤ 学校教育、社会教育での地域学習や自然観察会などを通じて、貴重な自然への理解と自然保護意識の高揚に努めます。
- ⑥ 住民参加による環境学習（エコロジー学習）を推進し、意識の高揚を図ります。
- ⑦ 白馬村独自に環境・衛生週間を設定し、地球にやさしい環境づくりについての啓発運動に取り組みます。
- ⑧ 姫川流域を保全し、生態系に配慮した水環境保全に取り組みます。
- ⑨ 「生物多様性基本法」の趣旨を尊重し、生物多様性に関して国・県との情報共有を図り、本村の豊かな生態系や固有種の維持・保全に努めつつ、自然資源の持続可能な利用について研究します。

3. 景観形成

《現状と課題》

景観形成に対する住民の意識が定着してきた背景には、平成4（1992）年の長野県景観条例の制定を皮切りに、本村でも要綱などを整備し景観育成重点地域、屋外広告物特別規制地域の指定を受けるとともに、住民・地域の取り組みを後押ししてきました。

景観を阻害する懸念がある建築物は、欧米様式の模倣や、和風様式、住宅メーカーの規格品等様々な様式と色彩が用いられています。加えて企業の利潤追求は一頃、建築物と並ぶ景観阻害要因である屋外広告看板を林立させ、その後多くの看板は撤去できましたが、少ないながらも未だに無許可看板は存在します。建物の形状や色使い、屋外広告看板は、景観に対する住民意識の向上に伴い、更なるコントロールが必要です。

平成5（1993）年の長野県景観条例に定める景観育成重点地域の指定（本村全域）により策定した「白馬村景観形成重点地域指導基準」、平成8（1996）年の「屋外広告物特別規制基準」、平成11（1999）年に策定した、「白馬村まちづくり環境色彩計画」等によって、更なる景観の保全と創出に努めていかなければなりません。

《施策》

- ① 訪れる人を気持ちよく迎えるため、また居住して気持ちのよい村にするために、住民として、地域を美しくするための「まちづくり」を意識して取り組みます。
- ② 環境基本条例、開発指導要綱、景観形成重点地域指導基準などに基づき、建築物・工作物への指導を徹底します。
- ③ 景観育成住民協定を積極的に推進し、締結地区では協定地区委員を中心にした自主的な地域づくりを支援します。
- ④ 屋外広告物の更なるコントロールのため、屋外広告物設置基準に基づく指導を行います。
- ⑤ 公共施設はもとより景観的に目立つ施設や構造物について、まちづくり環境色彩計画に基づいた色使いについて指導を行います。
- ⑥ 電線の裏配線など、幹線道路からの眺望を阻害しない山岳景観に調和した村づくりに向けた方策を研究します。

4. 地球環境保全

《現状と課題》

現在、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つが地球環境問題と呼ばれており、これらの影響や原因は国境を越えて相互に関連していることから、国際的な連携・協力による取り組みが求められています。

この中でも、特に地球温暖化については、人類の生存基盤に関わる問題として、早急な対策が必要とされています。地球温暖化防止を目的とした国際的な枠組みとしては、平成4（1992）年5月の気候変動枠組条約と、平成9（1997）年12月の地球温暖化防止京都議定書の2つがあります。

また、平成21（2009）年9月には、国際連合気候変動サミットにおいて鳩山首相（当時）が、日本の温室効果ガスの排出量を平成32（2020）年までに、平成2（1990）年比で25%削減する目標を掲げました。

地球環境問題は、人類誰もが自分自身あるいは家族の将来に関わる問題と受け止めなければなりません。その要因の多くが人間の様々な活動に起因しており、むしろ一人ひとりの日頃の心がけこそ重要であり、省エネ、リサイクルなど日常生活での小さな行動の積み重ねが大切になります。

前述の京都議定書を受け公布された国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、すべての地方公共団体に策定が義務付けられた温室効果ガス削減実行計画により、事務・事業を更に推進するとともに、平成21（2009）年10月に策定した住民生活を含めた村の指針である「白馬村地球温暖化対策地域推進計画」を、行政と住民一人ひとりが取り組み、推進していくことが肝要です。

このような地球規模での問題とは別に、地域固有の大切な環境条件としてあげられるのが「水」です。清らかな水の流れは、何物にも代え難い安らぎを与えてくれます。近年では下水道事業の普及や浄化槽の設置などによって家庭・営業施設等からの汚水の流入も減少し、徐々に本来の川に戻りつつあります。こうした取り組みを、更に進めていかなければなりません。

《施策》

- ① 自然と共生する「むらごと自然公園」の理念に基づき、里山の整備を進めるとともに、整備に係る団体・組織の活動支援や人材の育成を推進します。
- ② 観光資源でもある田園風景を壊さない農業支援事業に取り組みます。
- ③ 家庭や職場・日常生活での省エネ（エコライフ）を推奨し、具体的なアクションプランの周知徹底を図ります。

- ④ 地球環境問題への意識啓発のため、環境教育を推進するとともに、国・県の施策推進に協力し協調を図ります。
- ⑤ 河川の水質保全意識啓発と、定期的な美化清掃などの保全活動を行います。
- ⑥ 水源涵養の役割を果たし、土砂浸食などの災害を未然に防止している自然林の保全に努めます。



第2章 快適で安らぎのある生活環境を築く

第1節 安心安全な道路整備プロジェクト

1. 道路整備

《現状と課題》

本村を取り巻く道路事情は、長野自動車道豊科IC、上信越自動車道長野IC、北陸自動車道糸魚川ICの中間点にあり、各インターチェンジからはいずれも1時間程度を要するため、本村を訪れる観光客等には不便を強いています。また、各インターチェンジから本村への幹線道路は、いずれも市街地を通過しているため、渋滞なども多く、高速道路からのよりスムーズなアクセスが望まれています。

本村から長野市方面への幹線（白馬美麻線、長野大町線）は、北陸方面と首都圏を結ぶ主要な流通ルートであり、大型トラックの夜間交通量が多く、交通事故の多発や騒音問題が懸念されるほか、大町市方面への幹線も国道148号1本しかないため、緊急時や災害時の代替ルートの確保が大きな課題となっています。このことから、松本平と新潟県糸魚川市を結ぶ地域高規格道路の早期事業化は村民の悲願でもあります。

一方で、国道148号の村内ルートについては大部分の改良が完了しているものの、一部でカーブ等の線形改良を要する箇所や歩道が未整備の箇所もあり、児童生徒の通学や地域住民の安全を確保するためにもこれらの早期改良が望まれています。また、沿道の宅地化が進んでいる地域では、冬期除雪時の堆雪場所の確保も課題となっています。

国道406号は、地すべり等の地盤が脆弱な地域にあるとともに、嶺方区と村中心部をつなぐ唯一の道路です。また、嶺方区は集落の大半が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されており、災害により国道が寸断された場合には集落が孤立する可能性もあることから、避難ルートとしての道路整備（拡幅・線形改良等）の必要性も増しています。

県道白馬岳線は、白馬大雪渓、白馬岳へ通じる唯一の道路ですが、曲がりくねった狭隘な道路のため、すれ違いなどに支障が生じています。特に山岳道路に慣れていない来訪者の通行が多いため、待避所設置や屈曲部の解消が課題です。

県道千国北城線は、本村と小谷村柵池方面を結ぶルートですが、舗装改良はほぼ完了しているものの、落倉～柵池連絡橋の早期完了と切久保～落倉間の歩道設置が地域住民から望まれています。

村道は、オリンピック時に村中心部の幹線道路の整備は進みましたが、西側エリアのスキー場間を結ぶ道路建設の住民要望も多く出されたことから、平成16年（2004年）に白馬五竜スキー場とHakuba47とを結ぶ神城山麓線（村道2026号線）の建設に着手しました。

その他集落内の村道については、地域住民から改良・舗装等多くの要望が出されるものの、箇所数も多く財政的な制約からもすべての要望に応じきれないのが現状です。

国県道概況

平成 22 年 4 月 1 日現在 (単位: km)

種 別	路線名	村内区間	延 長		橋 梁		トンネル	
			総 数	舗装済	個数	延長	個数	延長
国 道	148 号	佐野坂 ~ 松 沢	14,854.0	14,854.0	18	666.2	0	0
国 道	406 号	白馬町 ~ 白 沢	11,396.4	11,396.4	7	91.2	2	109
県 道	白馬美麻線	飯 森 ~ 青具峠	5,820.9	5,820.9	7	208.6	0	0
県 道	白馬岳線	白馬町 ~ 猿 倉	10,054.2	10,054.2	10	138.5	0	0
県 道	千国北城線	落 倉 ~ 森 上	5,044.3	5,044.3	1	26	0	0

資料: 長野県大町建設事務所

村道概況

平成 22 年 4 月 1 日現在 (単位: km)

種 別	路線数	延 長			橋 梁		未供用 区間	重用区間	鉄道と の交差
		総 数	舗装部分 (含簡易)	改良済	個数	延長			
総 数	547	329,773	176,612	165,211	118	1,918	10,258	3,708	23
1 級	10	26,849	22,615	21,676	12	349	1,841	732	2
2 級	19	28,733	22,717	21,779	17	467	89	566	6
その他	514	274,191	131,280	121,756	89	1,102	8,328	2,410	15

資料: 建設水道課

《施 策》

① 国道

国道 148 号については、歩道整備事業の促進、住宅密集地の除排雪対策として無散水事業の推進、堆雪帯の確保などを強く要望していきます。特に歩道の未設置箇所については、地域住民とともに事業が早期に完成するよう働きかけていきます。

国道 406 号については、防災事業の促進や狭隘な箇所の改良事業の早急な進捗を働きかけます。

② 地域高規格道路

地域高規格道路については、本村にとって望ましい村内ルート案を検討し、長野県へ提案するとともに、近隣市町村や住民と連携を取り合い、早期事業化に向けて働きかけていきます。

③ 主要地方道・一般県道

白馬美麻線は、拡幅未改良の箇所と歩道未設置箇所の解消を、また白馬岳線は、八方

～猿倉間の拡幅整備促進を、地域住民や関係者と連携しそれぞれ働きかけます。また千国北城線は落倉以北の整備を県に協力し早期完成に努めます。

④ 村道

- (a) 神城山麓線（村道 2026 号線）の早期完了を目指すとともに、平川以北の道路建設について検討します。
- (b) 集落内の生活関連道路については、緊急度・優先度を明確にした上で計画的な道路整備を進めます。

⑤ 農免道路の未整備箇所については、今後地域高規格道路の計画と併せ、検討を継続していきます。

⑥ 林道

地域や受益者と連携し維持管理に努め、併せて作業道の整備促進に努めます。

2. 土地利用計画

《現状と課題》

本村の総面積は後立山連峰の頂までを含むため18,937haに及び、そのうち農地が5.3%、宅地・雑種地が3.6%、山林・原野・その他は91.1%です。また標高1,400m（八方尾根の兎平付近の標高）より高い地域や道路・河川などの一般的土地利用が難しい地域は全体の3分の1を超えます。

白馬村は昭和35（1960）年に都市計画区域の指定を受けましたが、用途区域の指定がない白地地域であり土地利用の規制が緩いため、無秩序な農地の宅地化や周囲の景観に調和しない建築物の増加が問題になっていました。

そこで村では平成10年（1998年）に土地利用対策室を設置し、住民アンケートなどを実施し白馬村の土地利用のあり方について検討を重ね、平成15年（2003年）に概ね20年先までの白馬村の土地利用や都市施設の整備方針を定めた都市計画に関する基本方針「白馬のまちづくりマスタープラン」を策定しました。

また、白馬村の都市計画道路は昭和37年に計画決定されています。しかし、改良率が23.2%と低く、未着手の路線も多いなど整備が進まず、昭和40年以降の土地利用状況の変化やオリンピック関連道路の整備により都市計画道路を取り巻く環境は大きく変化しました。平成18（2006）年に長野県が示した見直し指針により都市計画道路の見直しを行い素案を作成しましたが、地域高規格道路の確定ルートが公表されるにはなお時間がかかることが想定されるため、確定ルートが公表された時点で、再度見直しを行う必要があります。

地目別面積 平成22年4月1日現在（単位：km²）

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
189.37	7.74	2.29	4.33	24.91	28.37	2.45	119.28

資料：税務課

農地の移動状況

(単位：面積＝a)

区分 年度	自作地の有償 所有権の移転		自作地の無償 所有権の移転		賃借権の設定		農業経営基盤強化促進 事業による利用権設定		4条許可		5条許可	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成 14	19	242	6	28	5	408	50	1,257	4	14	19	245
15	21	46	1				30	835	2	5	14	230
16	23	173	5	255			421	14,256	4	26	23	121
17	16	126	1		1	62	327	4,867	5	12	12	112
18	10	152					281	5,500	9	55	25	314
19	22	161	5	36	1		99	1,207	6	17	16	161
20	6	123	5	36	1		496	4,508	2	2	12	92
21	12	151	3	12			560	6,009	1	6	14	201

資料：観光農政課

《施 策》

- ① 「白馬のまちづくりマスタープラン」に定めた将来像に基づき、自然との共生を基本とした総合的な土地利用を推進します。
- ② 地域高規格道路の確定ルート公表があり次第、都市計画道路の見直し素案の再検討を行います。
- ③ 農業振興地域整備計画の見直しを行い、優良農地の保全に取り組みます。

第2節 治山治水防災プロジェクト

1. 治山治水計画

《現状と課題》

本村は、村の中央部を南北に糸魚川－静岡構造線が走る北部フォッサマグナ地帯に属し、これに接しその東側を小谷～中山断層が走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成され、融雪及び豪雨による氾濫、崩壊を繰り返してきました。また山沿いの集落、道路などにおいても、小河川の氾濫、地すべり、急傾斜地などによる崩壊が繰り返されてきました。

本村一帯は地質的に脆い部分も多く、平成7年7月の梅雨前線豪雨災害、近年多くなったゲリラ的豪雨の災害では、治山治水の重要性を痛感させられました。鳴沢、犬川、平川、松川、大橋川、姫川など河川施設、砂防施設が整備された河川などはその威力を存分に発揮し、過去のような大きな被害は無く、最小限に食い止めることができています。

しかし、各河川の上流部では山腹崩壊、崩落が多発し土砂流出により、整備が進んだ河川でもいつ昭和30年代へ逆戻りするかわからない状況です。

本村は平成16年度の土石流、平成17年度の急傾斜地と土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定がなされ、土砂災害の危険区域が明らかにされつつあります。その中には、過去に大きな災害の発生のないと思われる小渓流、急傾斜地も含まれており、その対策も求められています。地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより危険な地域を明らかにし、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備を、指定された箇所を中心に更に進める必要があります。

一方、河川施設や砂防施設の整備により河川などの親水性、景観が失われつつあるとともに、姫川では河床低下により、周辺の農地などの流出が危惧されています。松川や姫川上流に見られるような親水性、景観が確保され、かつ災害に強い整備手法が住民の願いとなっていることから、整備済みの河川に親水性などが保たれた二次改良も必要となります。

大雪溪上部では大きな崩落の発生により、尊い命が失われるという悲しい事故が発生しています。登山者の安全対策のため、周辺環境へも配慮した治山治水事業を引き続き推進していく必要があります。

《施策》

- ① 危険箇所への治山治水事業の導入を、地域住民とともに国、県に対して働きかけ、より安心安全な村となるようにします。
- ② 北股入沢砂防連絡協議会などの検討を経て、ネブカ平周辺での砂防事業の継続を働きかけます。

- ③ 土砂災害の恐れのある区域について、警戒避難体制の整備などのソフト対策を進めます。
- ④ 土砂災害をはじめとする危険箇所のハザードマップを作成し、住民の安全意識の高揚と啓発活動を行います。
- ⑤ 自然環境及び自然景観と調和した治山治水事業を推進します。

2. 消防計画

《現状と課題》

本村における火災は、不注意などによる失火を要因に発生するケースが大半です。防火対象物は、住宅に限らず、宿泊施設をはじめとする営業施設や、近年増加傾向にある廃屋となった建物など、多岐にわたります。これらの火災を未然に防ぐためには、住民に対する防火意識の普及・啓発や予防活動を一層推進する必要があります。

消防・防災活動は、昭和60（1985）年に設置された北アルプス広域北部消防署（常備消防機関）と白馬村消防団（非常備消防機関）が防災の第一線に立ち、住民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を行っています。

なかでも、消防団の負う責務は、非常時には初期消火や避難誘導、負傷者の救護など、平常時には予防活動や防災意識の普及・啓発など、非常時・平常時を問わず極めて大きなものがあります。しかし、消防団員の確保にあたっては、本来参加を期待する若い世代の考え方や就業形態の変化などにより困難な状況が続いています。今後は、引き続き消防団改革を進めるとともに、消防団員の処遇も改善しながら、消防団の活性化を図ることが必要です。

また、消防団活動に事業所の理解と協力は不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度を軸に事業所への働きかけを一層強化し、併せて地域ぐるみで消防団員が活動しや

火災件数・焼失面積損害額

年	総数 (件数)	建 物 (棟数)				山林 (件数)	その他 (件数)	焼 失 面 積		損害額 (千円)
		全焼	半焼	部分焼	計			建物 (㎡)	山林 (ha)	
昭和 45	5	3	1		4	1		603	0.7	11,678
50	2	2			2			235		1,160
55	5	4		1	5			613		87,000
60	5		1	3	4	1		101	0.05	11,383
平成 2	5		1	4	5			74		2,407
7	7	4		3	7	1		671	1.4	58,701
12	1			1	1					320
13	3	1	1		2	1			0.32	13,770
14	5	1	1	3	5			358		33,313
15	4	1	2	2	5		2	419		38,184
16	5	3		2	5			1,575		185,899
17	8	2	1	1	4		4	337		7,342
18	2			1	1		1	2		347
19	3	3			3			271		8,219
20	1	1			1			70		1,544
21	1					1			4.0	0

資料：北アルプス広域消防本部

消防施設概要

各年4月1日現在

年	分団数	団員数	消防ポンプ自動車	可搬動力ポンプ	動力ポンプ積載車	消火栓数	防火水槽		
							総数	40m以上	20～40m
昭和 51	10	350	4	19	19	82	40	23	16
55	10	357	4	19	19	121	51	17	34
60	10	357	4	23	23	157	63	28	35
平成 2	10	357	4	24	24	454	61	26	35
7	10	339	3	24	24	476	74	26	48
12	10	295	3	24	24	491	86	47	39
13	10	294	3	24	24	502	87	48	39
14	10	298	3	24	24	504	87	48	39
15	10	300	3	24	24	507	87	48	39
16	10	285	3	24	24	510	87	48	39
17	10	273	3	24	24	573	99	44	55
18	4	250	3	24	24	585	97	42	55
19	4	245	3	20	17	586	97	42	55
20	4	244	3	20	17	587	97	42	55
21	4	247	3	20	17	589	97	42	55

※分団数には本部を含む。

※消火栓数は消防水利の基準に該当しないものを含む。

資料：総務課

すい環境づくりを進める必要があります。

消防団無線は、消防団にとって唯一の情報通信手段です。その免許期限は平成28年5月となっており、その後はデジタル化への移行が義務付けられています。本計画後期では、消防団無線のデジタル化に向けた基本方針を策定しなければなりません。

《施 策》

- ① 消防団の活性化に向けて、各種訓練・研修の合理化と充実強化を同時に図ります。
- ② 予防消防と自主防火管理の徹底を図るため、毎月7日を「防火の日」と定め、防火意識の高揚と各種機器の点検、訓練を行います。
- ③ 消火栓・防火水槽は、既設の水利の有効範囲や水利基準などを点検（現地踏査）し、的確な箇所への設置を指導するとともに、老朽化したものは随時更新します。
- ④ 自然水利は、その場所を周知するとともに、いつでも利用できるように草刈り、しゅんせつなどの手入れを指導します。
- ⑤ 消防団員の処遇改善など魅力ある消防団づくりを推進します。
- ⑥ 消防団協力事業所表示制度への事業所の登録を促進します。
- ⑦ 消防団活動に対する地域住民・事業所の理解と協力を促進します。
- ⑧ 予防広報を通じて、住民に対する防火意識の普及・啓発に努めます。
- ⑨ 消防団無線のデジタル化に向けた基本方針を策定します。

3. 防災計画

《現状と課題》

本村では、その地理的条件から発生が予想される水害や土砂災害、雪崩、地震等、様々な災害に備えなければなりません。

雪崩は、昭和 55（1980）年の源太郎水源の被災をはじめ、これまで数件発生しています。また、スキー場においても雪崩が発生した経緯があり、スキー場関係者は、スキー場の安全確保対策の中でも、特に雪崩防止に力をいれています。

水害は、過去には松川と平川において大きな水害が繰り返されてきましたが、昭和 30 年代に砂防事業により護岸が整備された結果、今日は極めて安定しています。平成 7 年度の豪雨災害では、松川と平川が氾濫することはありませんでしたが、その他の中小河川が村内各所で氾濫し、道路や農地などが被災しました。土砂災害もまた、豪雨・融雪と連動して発生する可能性があります。

ここ数年間で国内外において大地震が発生しており、いずれの地域でも甚大な被害が報告されています。糸魚川－静岡構造線断層帯上に位置する本村においても、近い将来にマグニチュード 8.0 規模の大地震が発生する可能性が高い地域であるとの研究成果が発表されているように、大地震発生の危険性が指摘されています。

これらの災害には、住民一人ひとりの自助、地域（近隣）の共助、そして、防災関係機関による公助、それぞれの役割分担を明確にした上で、相互に連携できる防災体制を確立して備えなければなりません。そのためには、住民や事業所、地域、防災関係機関の防災力をそれぞれに高める必要があります。特に、消防機関とともに防災の一翼を担うことが期待される自主防災組織は、25 地区において設置されているので、その組織機能と活動の強化を推進する必要があり、住民の防災意識の向上や応急手当などの知識・技術の普及といった面でも大いに期待されています。

また、近年、全国各地で発生している風水害や土砂災害、地震災害において、被災者に目を向けると、高齢者や障がい者等の避難に時間を要する災害時要援護者の被災が特に目立っています。こうした事態を避けるためには、気象予報・警報、土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制をあらかじめ整えること、そして、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整備することも必要です。

加えて、観光地である本村においては、災害から守るべき対象が村民に限定されません。情報伝達や避難誘導といった災害時の初動活動については、観光客をも含めた体制を地域ぐるみで考え、整えることが必要です。

《施 策》

- ① 自主防災組織の活動を支援します。
- ② 防災訓練を通じて、住民の防災意識の向上と防災知識の普及に努めます。
- ③ 白馬村地域防災計画は、長野県地域防災計画との整合を図るとともに、地域特性に応じた見直しを随時行います。
- ④ 情報伝達や避難誘導といった災害時の初動活動の充実と強化、普及に努めます。
- ⑤ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用した緊急災害情報の即時伝達を実現するとともに、災害時における通信手段を確実に確保します。
- ⑥ 防災資機材と非常用食料の備蓄を計画的に行います。
- ⑦ 災害時住民支えあいマップの整備・活用を通じて、災害時要援護者支援対策（情報伝達体制と避難支援体制などの整備）を推進します。



第3節 安心快適生活プロジェクト

1. 防犯計画

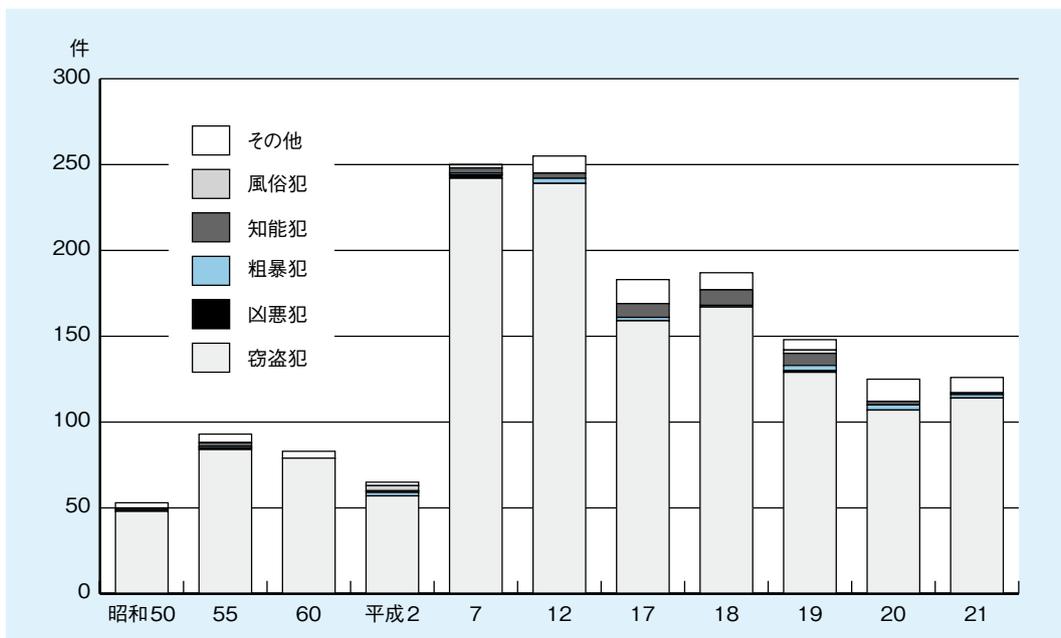
《現状と課題》

本村では、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的に、平成16(2004)年「白馬村安全なまちづくり条例」を制定し、行政、住民、事業者が一体となった防犯施策を推進してきました。

しかし、核家族化、少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、住民の連帯意識が希薄化し、犯罪に対する意識にもその影響が出るのが懸念されます。平成21年度における本村の犯罪件数は126件で、ピークだった平成16年度に比べて半数以下に減少していますが、犯罪を内訳別に見てみると、観光地であるため窃盗犯が約90%を占めています。

また、近年は全国的な傾向と合わせて、本村でも悪徳商法や振り込め詐欺等に対する相談件数も増えてきていることから、消費者教育の充実と適切な情報の提供により、住民自ら正しい知識と的確な判断力を身につけることにより、犯罪の未然防止を図ることが重要となってきています。

刑法犯発生件数の推移



資料：大町警察署

《施 策》

- ① 各地区で組織されている防犯協会の活動を活性化し、地域ぐるみで自主的な防犯活動に努めます。
- ② 多様化する犯罪に備えるため、広報活動を積極的に行うことにより、住民の防犯意識の高揚を促し、犯罪の未然防止につなげます。
- ③ 地域の安全を確保するため、各地区が主体的に行う防犯灯設置事業に対する補助制度を継続するとともに、老朽化した防犯灯の更新を進めます。
- ④ 近年増加傾向にある悪徳商法や振り込め詐欺等による被害を防ぐため、その犯罪手法や被害事例の広報活動を充実します。
- ⑤ 県との連携を図りながら消費者生活相談指導を行います。
- ⑥ 関係機関との連携を図りながら犯罪被害者等の支援を行います。

2. 交通対策

《現状と課題》

平成 21(2009) 年中に本村で発生した交通事故件数は 41 件で、平成 13(2001) 年をピークに年々減少しています。一方で、村内の交通網は、オリンピックを契機に大幅に整備されたことにより、生活圏が松本圏域から長野圏域へと変わり、交通情勢もまた大きく変化しました。特に夜間は、大型車両の通行が増加したことから、交通事故の重大化が懸念されています。

更に、交通弱者である高齢者などの被害防止対策や、全国的に問題視されている飲酒運転も撲滅していかなければなりません。交通安全に対する住民の一層の意識高揚を図るため、交通安全教室をはじめとする安全教育の充実や、交通安全施設等ハード面での整備も計画的に進めていくことが重要です。

近年、地方では利用人口の減少に伴う経営難から、民間バス事業者の路線縮小や廃止が続いており、地域住民の「足」の確保が大きな課題となっています。本村では、平成 20(2008) 年からデマンド型タクシーの試験運行を開始し、これらの課題解消に向けた取り組みを始めましたが、安定的かつ永続的運行が行われるよう、今後更なる利用者の増加を図ることが必要です。

《施 策》

(1) 交通安全

- ① 街頭活動の強化や交通安全村民大会の継続開催等により、交通安全意識の高揚に努めるとともに、学校、家庭、企業など通じた交通安全教育を更に推進します。
- ② 交通安全協会などの組織を強化し、関係機関を網羅した交通安全組織の体制整備を図ります。
- ③ 交通弱者といわれる高齢者や障がい者、子どもなどに重点を置いた交通安全教室の実施など、交通安全教育の充実を図ります。
- ④ ガードレール・カーブミラー等の交通安全施設について計画的な整備に努めるとともに、既設施設については、交通安全協会や地域住民の協力を得ながら、適切かつ継続的な維持管理が行われるよう、その環境づくりに努めます。
- ⑤ 円滑な除雪作業により、冬期間の交通確保を図ります。

(2) 公共交通機関

- ① J R 大糸線（白馬～松本間）について、各関係機関との連携を保ちながら輸送力の強化を働きかけます。
- ② 平成 26 年度、(仮称) 北陸・長野新幹線（長野～金沢間）の営業運転開始を見据え、

J R大糸線南小谷～糸魚川間について、沿線自治体とも協調しながらその存続と輸送力増強について更に強力な運動を展開していきます。

- ③ 現在運行（平成 23 年度まで試験運行）を行っているデマンドタクシーや観光シャトルバスについて、総合的な交通体系の構築に向け、費用対効果も勘案しながら、引き続き研究していきます。
- ④ 公共交通機関についてその存在意義を再確認し、更なる利用促進に向けて住民の意識向上が図られるような施策を展開します。

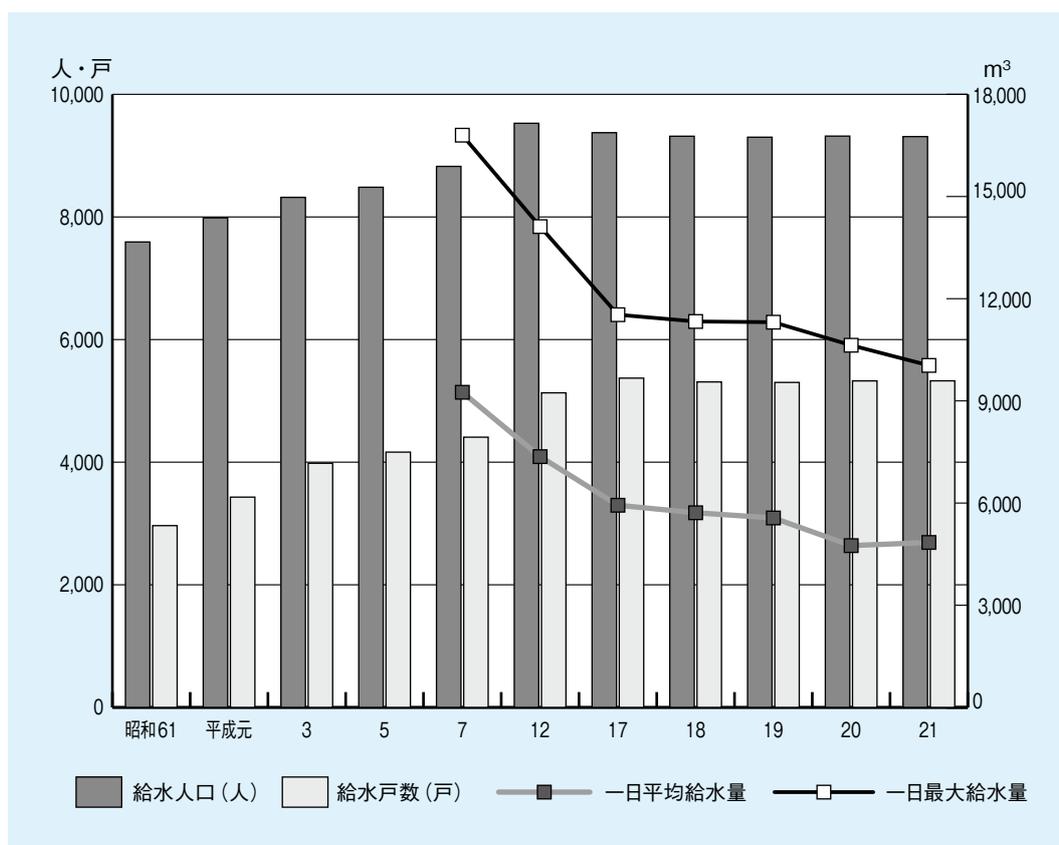
3. 上水道

《現状と課題》

本村の上水道事業は、常住人口に対応するだけでなく、増加する観光客に対応するため多大な設備投資を行ってきました。その結果、設備は大きいものの稼働率は30%程度という現状です。

観光人口の減少、節水意識の高まりなどから、給水収益も減少傾向が続くと考えられます。このような中、第2次拡張事業で整備された施設の老朽化が進み、水道設備の大規模更新なども見据え、コスト縮減による効率的な施設整備が課題です。水を更に次世代に継承するにふさわしいものとするため、事業経営の一層の健全化を図り、安全な水の供給に努める必要があります。

給水人口などの推移



資料：建設水道課

《施 策》

(1) 事業経営の健全化

- ① 健全経営を確保するため、事務事業の見直し、合理化による経費節減を図ります。
- ② 中長期的財政計画に基づく計画的な設備投資を行います。
- ③ 配水管の布設替えは、既設管の耐用年を考慮しながら計画的に行うとともに、他事業との連携を密にして共同施工によりコストの低減を図ります。
- ④ 需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実を図ります。
- ⑤ 施設の更新は、効率の低い施設を抜本的に見直し、高効率かつ低コストの水道を再構築します。

(2) 水の安定供給

- ① 水質管理を徹底し、常に安全で清浄なおいしい水の確保に努めます。
- ② 水道水の安定供給を図るために中央監視装置を活用した情報管理と、迅速な対応に努めます。
- ③ 災害に備えた予防対策としての施設整備及び緊急体制整備に努めます。
- ④ 大規模地震などに備え配水管の布設替えは、耐震管を採用し安定供給に努めます。
- ⑤ 施設の更新にあたっては、配水計画を見直し効率的な施設整備を図ります
- ⑥ 各水源間のネットワーク化により、非常時にも対応できる給水体制を図ります。

(3) 給水区域の拡張と未普及地域の解消

- ① 小規模で拡張可能な場所においては、個人負担及び道路改良工事などとの共同施工により、工事費の軽減を工夫しつつ、給水区域拡張に努めます。
- ② 未普及地域は地区の要望により、補助事業を導入し解消に努めます。

4. 下水道

《現状と課題》

下水道は、河川の水質汚濁を防止し、豊かな自然を保全するために大きな役割を果たしています。また住民が便利で快適な生活を享受し、豊かさを実感できる地域づくりを実現する上で欠くことのできない施設です。

本村の下水道整備は、基礎調査を経て昭和63（1988）年に公共下水道計画を策定し、平成元年度に事業着手しました。その後3回の計画変更を加えながら、平成16年度までに437haの事業を完了しましたが、その後は、財政的な制約から当分の間新規事業を休止することとして、現在に至っています。

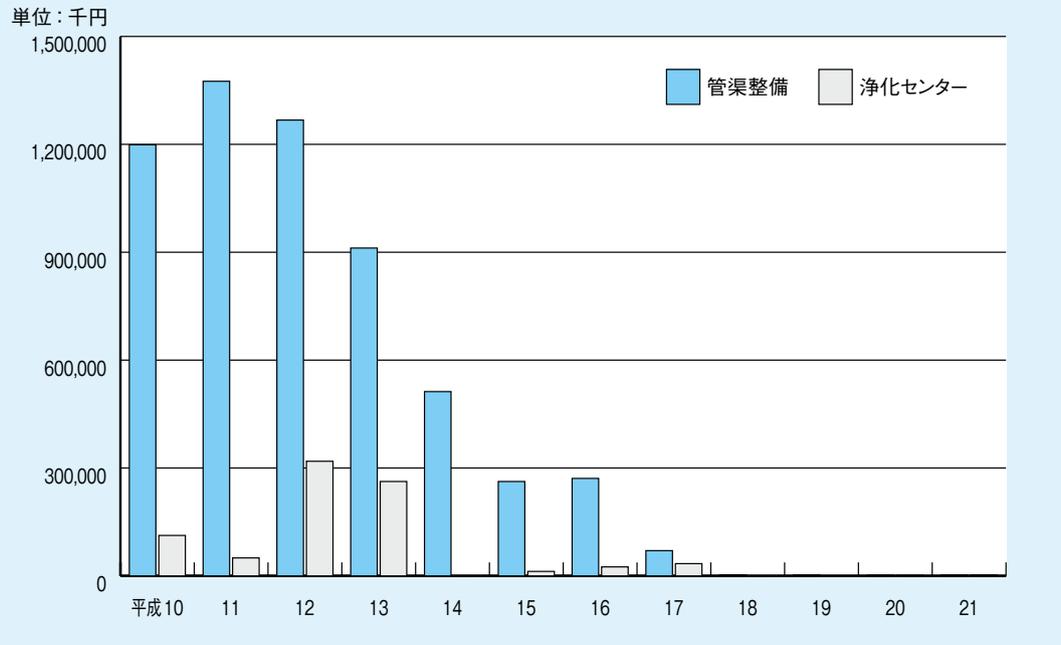
今後は、浄化センターや管渠等の施設も老朽化が進み、施設更新が必要となってきたため、「下水道全体計画」の見直しや「長寿命化計画」の策定も必要となってきました。また、下水道事業特別会計の地方公営企業法適用に向けて、使用料収入で維持管理費が賄えるよう、財政の健全化を図っていくことも急務な状況となっています。

現在は、供用区域での加入率が思うように伸びていないのが実情です。今後も加入促進に力を入れ使用料収入の増加を図るとともに、新たな滞納防止策を講じていくことも必要となっています。

下水道未整備地区は、浄化槽設置補助制度等による整備手法の見直しも必要となってきます。

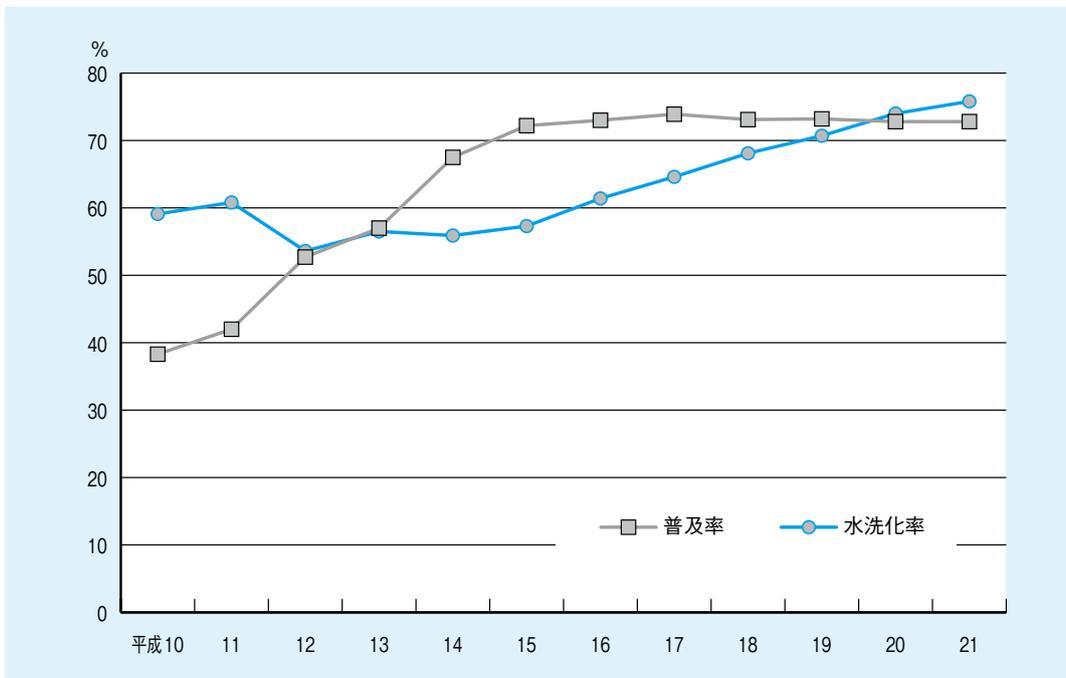
農業集落排水事業では、堀之内・三日市場地区が平成6年度に、野平地区が平成16年度にそれぞれ供用を開始し、順調な接続状況となっています。しかし、東部処理場が16年経過し老朽化が進み改修工事が必要となり、使用料収入も減少し財政が逼迫する中、早急の対応策が必要となりました。

公共下水道建設投資額の推移



資料：建設水道課

下水道普及率と水洗化率の推移



※普及率：下水道（農業集落排水を含む）が整備されている区域に住んでいる人口の割合。（実際に下水道を利用している割合ではない。）

※水洗化率：下水道（農業集落排水を含む）が整備されている区域に住んでいる人口のうち、実際に下水道を利用している人口の割合。

資料：建設水道課

《施 策》

- ① 下水道整備区域内での加入促進を図るため、住民への広報活動や相談体制の強化を図ります。
- ② 下水道未整備地域では、補助制度を活用し合併処理浄化槽設置を推進します。
- ③ 浄化槽の適正な維持管理の徹底を呼びかけると同時に、県と連携し適正管理、施設改善などの指導をします。
- ④ 下水道事業特別会計は、地方公営企業法を適用するための準備を継続します。
- ⑤ 財政の中長期計画を立てるとともに、徹底した経費節減を図りながら健全経営に努めます。
- ⑥ 下水道料金の滞納防止策を講じていきます。
- ⑦ 農業集落排水東部処理地区の公共下水道事業との統合について検討します。
- ⑧ 下水道更新計画及び長寿命化計画を策定し効率的な施設の更新事業を行います。

5. 生活環境衛生

《現状と課題》

消費生活の変化と、人口動態、観光客の入り込み状況などに伴い、ごみの排出量は平成12年度をピークに減少傾向にあります。これらの廃棄物は、各地区集積場からの収集及び清掃センターへの直接搬入により、白馬・小谷2村で構成する白馬山麓環境施設組合の施設（清掃センター：処理能力1日30t）に運ばれ、適正な処理が行われています。

平成21年度における本村のごみの量は、観光客の排出分も含め4,411tで住民一人当たり年間482kg（1日1,320g）排出している計算になります。

発生したごみのうち、焼却ごみ・不燃ごみを処理する白馬山麓清掃センターは昭和60年度から稼働し、稼働から25年を経過する現在、整備補修に要する費用の増加に加え、処理能力も当初の約半分に低下しています。

そのような状況を踏まえ、北アルプス広域連合を中心にごみ処理の広域化計画について平成15年度に「ごみ処理広域化基本構想」を策定し、将来の循環型社会の構築を前提とした、排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分方法などの方向性をまとめ、平成16年度には「ごみ処理広域化基本計画」を、平成18年度には「ごみ処理施設基本計画」を策定し、広域化に向けた事業が推進されてきました。基本計画をもとに進められた飯森地籍への施設建設計画は断念することになりましたが、改めて基本計画の一部見直しと候補地選定を行う委員会が広域連合に設置され、ごみ処理広域化に向けた検討が行われました。今後はその結果に基づき、本村はごみ処理広域化を引き続き推進します。

地球規模で取り組まなければならない温暖化防止策、限られた資源の有効利用などのためには、ごみの減量化、資源ごみのリサイクルをより一層進めることが重要であり、その一環として家庭用生ごみ処理機設置、生ごみ堆肥化基材購入に対する補助金の交付、小中学校・保育園の給食生ごみの堆肥化を行い焼却ごみの減量に努めてきました。また平成11（1999）年9月からは、容器包装リサイクル法によるごみの分別収集を始め、平成13（2001）年4月から家電リサイクル法によるテレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機（平成21年4月追加品目）の適正な処理と資源の有効利用を図り、平成15（2003）年10月からは、「資源有効利用促進法」に基づいた家庭用パソコンリサイクル、平成16（2004）年10月から二輪車（オートバイ）リサイクルシステムの業界自主取り組み、平成17（2005）年1月からの自動車リサイクル法など、様々な品目のリサイクル化が図られてきています。

資源の有効利用を目的とした資源ごみへの対応は、住民の分別収集に対する理解が徹底されつつありますが、更に住民意識を高め資源循環型社会の構築を図る必要があります。一方、廃棄物の不法処理は、村内でも不法投棄や野焼きなどの事例が見られます。不法処理による環境汚染を未然に防止するとともに、美しく快適な生活環境と公衆衛生の向上に

努め、こころ安らぐ快適な村づくりを目指します。

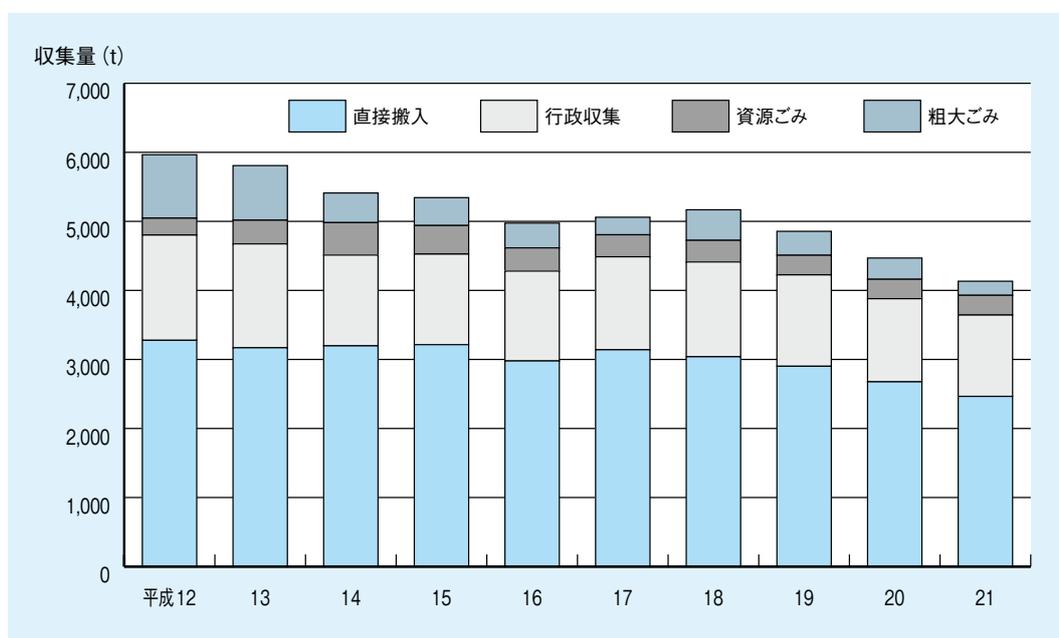
し尿処理は、平成6（1994）年3月に完成した白馬山麓環境施設組合の処理施設「クリーンコスモ」の1日の処理可能能力が、45kℓ（し尿26kℓ・浄化槽汚泥19kℓ）となっています。

現在は、公共下水道・農業集落排水への接続、下水道処理区域外等の施設に対する合併処理浄化槽設置に対する補助が行われ、処理量は減少傾向にあります。今後は供用開始区域内施設の下水道接続の促進を強化するとともに、水質汚濁対策の必要性を住民に呼びかける必要があります。浄化槽施設は適正な維持管理が必要であり、これを怠ると河川の水質汚濁につながる重大な問題となります。ほとんどの河川は、最終的には姫川に流れ込んでおり、水源域にあたる本村が水質を保全する責任は重大です。

本村では都市部に見られる産業公害はありません。本村通地籍に平成13年度に全農とJ A大北が建設し、平成14年度から業務を開始したS P F（特定病原菌不在）豚農場施設からの悪臭問題は、県と村、事業者、地域住民の代表による「はくばS P F豚畜産環境対策協議会」において、毎年臭気調査や臭気対策についての検証を行ってきています。

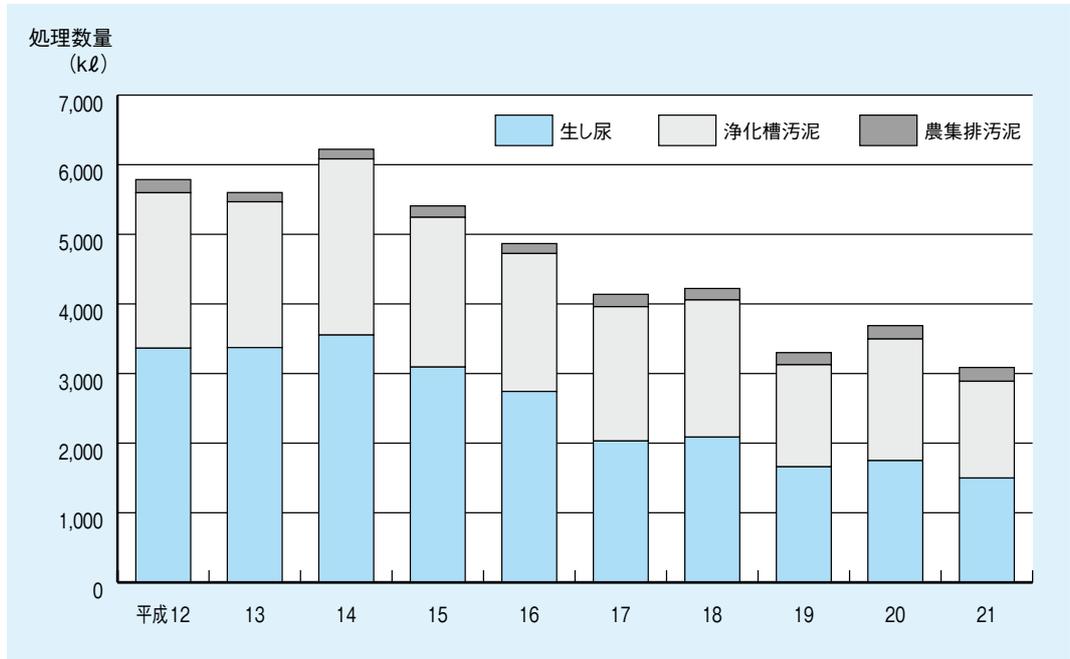
この恵まれた環境を汚すことなく、子孫に引き継いでいくことが重要です。

年度別ごみ処理状況



資料：環境課

年度別し尿処理状況



資料：環境課

《施 策》

(1) ごみ関係

- ① 4R^{※1}を推進し廃棄物の発生、排出を更に抑制して、廃棄物の減量化を推進します。
- ② 「白馬村をきれいにする条例」に基づき、不法投棄防止、空き缶等の投げ捨て防止、自動車などの放置防止の徹底を継続します。
- ③ 不法投棄監視パトロールを継続し、不法投棄と野焼き等の防止を図ります。
- ④ 「ごみ処理広域化基本計画」、「ごみ処理施設基本計画」に基づき、広域連合とともに、白馬村・大町市・小谷村の3市村のごみ処理広域化を推進します。
- ⑤ 生ごみの堆肥化・減量化など、焼却以外の方法について補助制度による普及を図るとともに、更なる有効手段について研究します。

※1 ごみを減らすための4つのキーワード。**R**efuse（リフューズ：不要な物を買わない）、**R**educe（リデュース：マイバッグの持参、簡易包装商品の購入など、ごみを出さない工夫をする）、**R**euse（リユース：繰り返し使う）、**R**ecycle（資源の再生処理による再利用）

(2) リサイクル

- ① 容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・パソコンリサイクル・二輪車リサイクル・自動車リサイクル法などの制度の徹底を図ります。

(3) 環境美化

- ① 住民参加による花づくり運動などの環境美化活動を推進し、地域の美しい景観づくりに対する住民意識の高揚を図ります。
- ② 廃屋対策としての撤去補助事業を継続するとともに、新たな廃屋の発生抑制など調査研究を行います。

(4) 公害対策

- ① 悪臭について監視、巡視、相談の充実を図ります。また、SPF豚農場の臭気対策については事業者と連携して改善に努めます。

第4節 暮らし支えあいプロジェクト

1. 地域支えあいネットワーク

《現状と課題》

少子・高齢化の進行や子ども世代が村外で居住するなどにより、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する一方で、脳血管疾患などにより要介護状態になる高齢者や認知症により生活全般が困難となる高齢者が増え、特に災害などの緊急時に支援を必要とする方が地域に多数生活しています。

また、世帯構成や生活環境の変化などから価値観や生活意識が多様化し、家族間や地域での相互扶助の希薄化が懸念されます。

急病や万が一の災害等に備えて日頃から、閉じこもりを予防し、住み慣れた地域とのつながりの中で、助けあい・支えあいの関係をつくり、お互いに見守りあえる地域づくりが必要となっています。

《施策》

- ① 高齢者の日常的な社会参加や地域活動を促進するとともに、世代間交流や文化活動、スポーツ活動等の促進に努めます。
- ② 高齢者世帯や障がい者世帯、災害時等に支援が必要な世帯等を地域で見守る地域ネットワークづくりや、地区が取り組む地域支えあいマップづくりを支援します。

2. 情報通信基盤

《現状と課題》

パソコンやインターネット、携帯電話などの情報通信技術の著しい発展と普及は、住民の生活環境面においても大きな変化をもたらしています。これにより、家庭生活における情報化は高度化・多様化してきており、行政に対しても、より安全で便利な社会の実現が期待されるなど、住民の利便性向上及び地域産業の振興のためにも、高度情報化は不可欠なものに位置付けられています。

小中学校においてもパソコンの整備が進み、また、公民館事業などでもパソコン教室を開設するなど、情報化社会に対応するよう施策を展開してきました。また、本村のホームページを平成14（2002）年6月に開設し、村の情報提供や観光客へのイメージアップに活用しています。

ブロードバンド環境も、平成22（2010）年に神城地域の高速ブロードバンド整備が行

われたことで全村的に環境が整い、ようやく近隣市村と情報格差や社会的格差が解消され、本村で誰もが高速ブロードバンドの恩恵を享受できるようになりました。

しかしながら、一方では、情報化の進展についていけないお年寄りなども多く見られることから、情報教育の充実や使いやすい情報機器の提供及び多様な媒体の活用による情報の提供などでサポートしていくことが課題となっています。

そこで、本村では村営のケーブルテレビ事業（ケーブルテレビ白馬）を導入することによりこれらの課題を解決するため、平成 23（2011）年 4 月の開局に向けて取り組んでいます。

開局後は、自主放送チャンネル及び自主放送データ放送を活用し、村内の出来事やイベント情報はもちろん、非常時の緊急情報など、あらゆるニーズに対応した様々な情報を発信していくことが求められます。

《施 策》

- ① ケーブルテレビ白馬の普及促進を図ります。
- ② 白馬村の各種行政情報について、行政公式ホームページ及びケーブルテレビ白馬により随時提供します。
- ③ ながの電子申請サービスの利用促進を図ります。
- ④ 情報通信技術の向上に伴い、個人情報の情報管理と強固なセキュリティ確保を図ります。
- ⑤ 通信インフラ整備のあり方、村内間をつなぐネットワークのあり方及び有効なシステムについて更に研究を進めます。



第3章 支えあい健康に暮らす地域福祉社会を築く

第1節 むらごと健康づくりプロジェクト

1. 自律的健康づくり

《現状と課題》

少子・高齢化が急速に進む中、人生を心身ともに健やかに過ごすには、一人ひとりが健康に対する意識を高め、自己管理をしていくことが重要になります。

本村の死亡原因や要介護状態を招く疾患の原因の多くは、がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病が占めており、それに伴う医療費も増大しています。また、健康診断においても、過食・運動不足・喫煙などの生活習慣の積み重ねによる、高血糖・脂質異常・高血圧といった動脈硬化のリスクが高い状況が増え、これらのリスクを併せ持ったメタボリックシンドローム該当者が約1割に見られます。

これらの現状を踏まえ、白馬村では、栄養・食生活・身体活動・運動、生活習慣病など8つの分野に視点をおいた、白馬村健康増進計画「元気プラン 健やか白馬21」を策定しました。未来を担う子どもの育ちを支えること、自分自身の生活習慣を見直すことを中心に据えた健康づくりの取り組みにより、住民が元気で健やかに暮らすことができる村を目指しています。この計画に基づいた事業を推進することにより、住民の健康増進を図ることが必要です。

《施策》

- ① 白馬村健康増進計画に基づき、総合的な健康施策推進を図ります。
- ② 健康情報を積極的に発信し、住民自らの健康づくりに対する意識を高めます。
- ③ 健康診断により住民が自らの健康状態を把握するとともに、生活習慣を改善できるよう支援します。
- ④ 生活習慣病予防・健康づくりに関する学習会を通し、保健予防の推進、健康づくり支援者の育成に努めます。
- ⑤ 地域コミュニティを活用した健康づくりの場を積極的に設けるとともに、健康増進を目的とした関係機関と連携し、地域ぐるみの健康づくりを目指します。

2. 医療体制

《現状と課題》

健康で安心して暮らせる地域づくりの中で欠かせないことは、万一の場合の医療体制です。現在緊急医療体制は、大北医師会の協力による内科・外科の在宅当番医制と小児科・内科の平日夜間急病センターなどの初期救急医療体制、大北広域圏内の病院群輪番制による二次救急医療により対応しています。歯科医療についても、大北歯科医師会の協力により祝祭日診療を当番医制により対応しています。

また、白馬小谷地域にはない診療科目の設置を、積極的に関係機関に働きかけることが必要となっています。

更に、冬季医療体制としてスキー傷害診療に係る体制確立のため、関係機関を支援する必要があります。

《施策》

- ① 住民が安心して医療が受けられるよう、医療機関の連携を図り地域医療体制の充実に努めます。
- ② 関係医療機関などに対して白馬小谷地域にない診療科目の設置を働きかけます。
- ③ スキー傷害診療に係る体制の支援に努めます。

第2節 福祉いきいきプロジェクト

1. 老人福祉

《現状と課題》

我が国の高齢化の進行が加速する中、白馬村でも高齢化率が20%を超えました。いわゆる団塊の世代が後期高齢世代になるのもそう遠くない日となります。

観光産業の低迷により、若い世代が白馬村を離れるケースが多くなり、単に後期高齢者人口が増えるというだけでなく、高齢者世帯が増加するという重大な局面を迎えることとなります。

その結果として、家庭において老々介護の状況となることや認知症をきっかけに要介護状態となる傾向が増加し、家族介護者が介護することに対する身体的・精神的な負担を感じていることから、介護保険法と関連した総合的な老人福祉施策が必要となります。

また、近年、高齢者に対する虐待が増加していることから、平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行されました。長期にわたる家族介護の負担増大などから、気づかないうちに高齢者の体や心を傷つけてしまうこともあります。高齢者虐待は、決して特別な人や環境によってのみ起こるものではありません。介護の大変さや認知症に対する社会の理解を深め、住民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、福祉・保健サービスなどを利用して、高齢者と介護者を支えることにより、虐待の防止と早期発見に努める必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある自立した生活を営むことができるよう、住民と行政との協働及び関係機関との連携を図りながら、今どんな老人福祉サービスを住民は必要としているか、応益負担は公平か、国県の制度には何があり何が適当であるかなど、問題点を洗い直し、施策を構築していく必要があります。

高齢化率の推移

単位：%

年度	平成2	7	12	17	18	19	20	21	22
白馬村	14.1	16.6	18.1	20.9	21.6	22.0	22.3	22.9	23.3
北アルプス広域	16.8	20.2	23.0	25.7	26.3	27.0	27.6	28.4	28.9
長野県	16.1	19.0	21.4	23.8	24.3	24.9	25.5	26.1	26.4
全国平均	12.0	14.5	17.3	20.1	20.8	21.5	22.1	22.7	23.1

資料：毎月人口異動調査（4/1現在）

《施 策》

- ① 地域が自主的に行う独り暮らし老人世帯や高齢者世帯を地域で見守るネットワークづくりを積極的に支援します。
- ② 自主的な地域コミュニティ活動による健康教室など的高齢者生きがいづくり、健康づくり事業を国県の制度を利用して支援します。
- ③ 高齢者の生きがいづくりのため、文化、伝統、産業などの分野で高齢者の知恵と経験を生かす場づくりに努めます。
- ④ 高齢者の生きがいづくりなど高齢者ケアに関するNPOの結成などについて積極的に支援します。
- ⑤ 地域包括支援センターを中心に、高齢者が自立した日常生活が営めるよう、介護や福祉の専門的な相談窓口として、高齢者やその家族の相談・支援を行います。
- ⑥ 認知症を正しく理解するための普及・啓発を推進します。
- ⑦ 高齢者虐待を未然に防止するために関係機関との連携を図るとともに、啓発を推進します。
- ⑧ 村内の既存施設などを高齢者の生きがいづくりや健康づくりの場として有効利用するよう努めます。



2. 障がい者福祉

《現状と課題》

障がい者に対しては、平成 18 年度より施行された障害者自立支援法に基づき、身体・知的・精神の障がい種別にかかわらず障がい者自身が必要なサービスを自ら選択し、地域での自立した生活を実現できるように施設・事業の再編が行われてきました。

しかしながら、度重なる法改正による制度の複雑化、また利用者から強い不満のあった応益負担の問題など、障害者自立支援法に対する批判は年々高まり、平成 21（2009）年の政権交代により自立支援法の廃止と障がい者の総合的な支援を規定した新法の制定へ向けた動きが加速することとなりました。

そのような中、障がい者の高齢化・重症化は年々進み、また発達障がい、高次脳機能障がいなど新たな障がいのカテゴリーが社会的に認知されるようになるなど、障がい者一人ひとりの特性に合ったきめ細やかな福祉支援をいかに確保するかが社会的な問題となっています。

現在、政府は障がい者制度改革推進会議により障がい者総合福祉新法への議論を開始しています。本村としてもその動向を注視しつつ、障がいを持つ住民が将来にわたって安心して暮らしていける体制をいかに構築していくかが大きな課題であるといえます。

身体障がい者の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

障害種別と等級	1	2	3	4	5	6	男	女	計
視覚障害	7	3		1		1	5	7	12
聴覚障害		6	6	12		7	21	10	31
聾啞		1						1	1
平衡機能障害									
音声言語機能障害			2	1			2	1	3
そしゃく機能障害									
心臓機能障害	30		6	6			26	16	42
腎臓機能障害	20		2				14	8	22
呼吸器機能障害	1		11	2			13	1	14
膀胱・直腸機能障害				10			5	5	10
小腸機能障害				1			1		1
体幹機能障害	22	12	7		4		22	23	45
上肢切断			1	5	2		6	2	8
上肢機能障害	8	15	8	7	2	2	20	22	42
下肢切断		1	2	2			4	1	5
下肢機能障害	2	2	18	40	14	3	24	55	79
計	90	40	63	87	22	13	163	150	315

資料：住民福祉課

《施 策》

- ① 従来の制度に加え、障害者自立支援法の制度を活用した、日常生活の支援とサービスの提供に努めます。また、従来の制度によるもののほか、障がい者総合福祉新法の動向を注視しつつ、同法の制度を最大限活用した事業体制を整え、充実した福祉サービスの提供に努めます。
- ② 障がいを持つ人が安心して地域で暮らせるための施策の充実を図ります。
- ③ 福祉作業所やグループホーム等、地域の社会資源の整備に努めます。
- ④ 国などの制度の中で老人福祉を含めた包括的な支援体制など、障がい者の現状とニーズに応じたサービス提供の体制づくりに努めます。

3. 介護保険

《現状と課題》

介護保険は、長寿、高齢化により本人や家族が抱える介護の不安や負担を、社会全体で支えあうためにつくられた制度です。

スタートから5年が経過した平成17年度には、介護保険制度を「持続可能な制度」にするために、「予防重視型システムへの転換」、「施設給付の見直し」などが行われました。

本村では、北アルプス広域連合が保険者となり、一連の保険事務を含めた介護保険事業に取り組み、地域格差を生じることなくバランスのとれた運営が行われています。近年北アルプス広域連合管内での介護保険の動向は、介護度が重度化する者の比率が増加する傾向にあります。このようなことを踏まえ、「地域包括支援センター」を中心に、要支援状態となることの予防と要介護状態への悪化の防止を図っていくことが必要といえます。

要介護（支援）認定状況 平成22年12月1日現在

認定結果	白馬村（人）	構成比	広域全体（人）	構成比
要支援1	41	11.7%	178	6.1%
要支援2	31	8.9%	335	11.5%
要介護1	56	16.0%	463	15.8%
要介護2	57	16.3%	554	19.0%
要介護3	47	13.4%	502	17.2%
要介護4	46	13.1%	423	14.5%
要介護5	72	20.6%	466	15.9%
判定者計	350	100.0%	2,921	100.0%

※認定（申請）後、死亡した者は除く。
 ※特別養護老人ホームなど施設入所者を含む。

資料：住民福祉課

《施 策》

- ① 介護保険の円滑な実施を計画的に実現するために、北アルプス広域連合介護保険事業計画により施策を展開します。
- ② 地域包括支援センターを中心に、公正・中立な立場から、地域における相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを行います。
- ③ 独り暮らし高齢者や認知症高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような介護予防事業の推進に努めます。
- ④ 公平・公正なケアマネジメントが受けられるよう介護支援専門員の資質の向上に努めます。
- ⑤ 介護予防事業の充実を図り、介護予防に努めます。

4. 少子化対策・児童母子福祉

《現状と課題》

現在、日本全体で少子化が急速に進行しています。本村においても、少子化は進み、平成20年度の合計特殊出生率は、1.45と、人口を維持するのに必要とされる合計特殊出生率の水準である2.08を大きく割り込んでいます。

少子化をもたらす背景には、個人の結婚観やライフスタイルの変化などに伴い、結婚しない人が増えていることや、結婚年齢が遅くなっていることがあげられます。

これに加え、一組の夫婦から生まれる子どもの数が少なくなっている「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因も指摘されています。

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、「次世代育成支援対策推進法」を受け、本村では平成17（2005）年3月、「白馬村次世代育成支援行動計画」を策定しました。しかしながら、その後も少子化傾向が続く社会情勢の中、次世代社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図り、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、前期計画の成果と課題を踏まえ見直しを行い、平成22（2010）年3月「白馬村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この行動計画に基づいた、母子保健・医療・子育て支援サービス・教育・生活環境などの総合的な取り組みが必要となります。

出生率の状況 (人口千人あたり)

年	白馬村	長野県	全 国
昭和 50	15.4	15.8	17.1
60	13.3	11.3	11.9
平成 2	11.4	10	10
7	12	9.7	9.6
12	9	9.7	9.5
17	8.5	8.6	8.4
20	8.1	8.5	8.7
21	8.1	8.1	8.5

資料：住民福祉課

※出生率：人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合
 ※市町村人口は、毎月人口異動調査による総人口（10／1現在）
 ※長野県、全国の人口は、推計人口による（10／1現在）

合計特殊出生率の状況

年	白馬村	長野県	全 国
昭和 50	2.09	2.05	1.91
60	2.01	1.85	1.76
平成 2	1.92	1.71	1.54
7	2.01	1.64	1.42
12	1.29	1.59	1.36
17	1.46	1.46	1.26
20	1.45	1.45	1.37
21	1.47	1.43	1.37

資料：住民福祉課

※合計特殊出生率は、出産可能年齢（15歳～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が一生の間に産むであろう子どもの数に相当
 ※市町村人口は、毎月人口異動調査による総人口（10／1現在）
 ※長野県、全国の人口は、推計人口による（10／1現在）

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、地域社会の結びつきや子どもに対する意識も希薄になり、孤立しがちな家庭やひとり親家庭に対し、子育て支援ルーム等での相談体制を充実させるとともに、多様な保育ニーズに対応する施策が必要とされています。

また、育児不安などを背景として全国的に児童虐待に関する相談件数が増加し、子どもの命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待は依然として社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっており、関係機関と連携した対応が求められます。

保育所の入所状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

	定員	入所児童数						合計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
しろうま保育園	180	1	12	14	53	34	59	173

資料：住民福祉課

《施策》

- ① 白馬村次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、総合的な施策の推進を図ります。
- ② 子育て支援に関する相談体制・情報提供を充実するよう努めます。
- ③ 多様な保育ニーズに対応できるよう、保育所における保育サービスや、放課後児童クラブの充実に努めます。
- ④ 育児サークルなどを支援し、親同士が交流できる場づくりに努めます。
- ⑤ 短時間や緊急時に活用できるファミリーサポートなどの制度を充実させます。
- ⑥ 恵まれた自然環境の中での子育てをアピールし、この地域で育てたいと思わせる環境づくりを関係諸機関と創意工夫しながら進めます。
- ⑦ 児童虐待の早期発見のための啓発と、児童虐待防止地区連絡員や児童相談所などと連携し早期対応に努めます。
- ⑧ ひとり親家庭の相談体制について充実に努めます。
- ⑨ 各団体間のネットワーク化による組織を超えた結婚支援策に協力します。

